

事務連絡  
令和3年3月31日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

防爆ガイドラインの解説書について（情報提供）

危険物施設において、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所（以下「危険区域」という。）で用いる電気設備・器具については、防爆構造を有するものとする必要があり（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第17号、第24条第1項第13号等）、また、危険区域の設定方法については「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」（平成31年4月24日付け消防危第84号。以下「防爆ガイドライン」という。）によりお示ししてきたところです。

今般、経済産業省において、防爆ガイドラインの解説書が別添1のとおり作成され、リスク評価のフローをわかりやすく図示するほか、危険区域の見直しに係る具体的事例が取りまとめられましたので、執務の参考としてご活用いただくようお願いします。また、この解説書は、先般お知らせした消防庁ホームページでも掲載いたします。

(<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/guideline/post-10.html>)

各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

また、このことについては、別添2のとおり、関係事業者団体に対しても周知しています。

(問い合わせ先)  
消防庁危険物保安室  
担当: 齋藤、勝本、蔭山、長岡  
TEL 03-5253-7524  
[fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp)